

2018年10月26日

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

## 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

## 1、安心できる介護保障について

## ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。 【介護・高齢福祉課】

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。 【介護・高齢福祉課】

## 【回答】

介護保険料の減免については、災害や長期入院による所得減少等の事情がある場合には、減免を行っています。また、利用料については、高額介護サービス費の支給や社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度があります。

## ★(2)介護保険利用の際の手続き

【介護・高齢福祉課】

介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

## 【回答】

介護保険及び高齢サービス利用に係る様々な種類の申請を総合的に受け付ける窓口担当者を配置し、基本的な申請等に対応しています。専門的な内容の相談等の場合は、窓口担当者からそれぞれの担当者に代わり、十分な説明を行うようにしています。

## (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。 【地域福祉課、介護・高齢福祉課】

## 【回答】

平成30年度から32年度の計画である第7次春日井市高齢者総合福祉計画では、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などについて、整備目標を設定し、社会福祉法人等による施設・居住系サービス等の整備を支援していきます。

平成29年度については、第6次春日井市高齢者総合福祉計画に基づき、新たに小規模特別養護老人ホームを2施設、認知症高齢者グループホームを3事業所整備しました。平成30年度以降についても、第7次春日井市高齢者総合福祉計画に基づいて整備を促進していきます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。 【介護・高齢福祉課】

## 【回答】

要介護1又は要介護2の方であっても、心身状況や生活環境、地域のサービス提供体制など総合的に判断し、特例入所の適切な運用に努めています。

#### ★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。  
【地域福祉課、介護・高齢福祉課】

##### 【回答】

総合事業では、要支援者や基本チェックリストに該当する事業対象者に対して、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を行い、利用者の能力を活かした自立支援を促進します。

- ②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【地域福祉課、介護・高齢福祉課】

##### 【回答】

定められた財源構成の中で、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めていきます。

#### (5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【地域福祉課】

##### 【回答】

住民が主体となって実施する訪問型サービス、サロン等の通所型サービスについては、立ち上げに係る費用と運営に係る費用を補助する制度を実施しています。認知症カフェについても、立ち上げに係る費用を補助する制度を実施しています。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【介護・高齢福祉課】

##### 【回答】

平成19年10月より、住宅改修及び福祉用具購入について受領委任払い制度を開始しています。

#### ★(6)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください【介護・高齢福祉課】

##### 【回答】

「要介護認定」と「障害認定」は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものと考えられるため、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準により認定を行っています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。  
【介護・高齢福祉課】

##### 【回答】

すべての要介護認定者ではありませんが、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準に該当する対象者には、毎年1月に障害者控除対象者認定書を個別送付しています。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください 【保険医療年金課、財政課】

### 【回答】

保険税については、制度運営のための重要な財源であり、制度の安定的な運営・制度維持のため、適切な保険税率を定めています。平成30年度は引き下げを行いました。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。 【保険医療年金課】

### 【回答】

当市においては、国民健康保険税を納付することが困難な世帯で、所得金額等が一定の要件に該当される場合に税額が減免されます。国民健康保険制度は被保険者の皆さんが納付される保険税で運営されています。世帯の所得状況は様々であり、18歳未満の子どもであっても一律の減免制度の実施は考えていません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。 【保険医療年金課】

### 【回答】

資格証明書の交付については、納税相談にも応じていただけない世帯に対して実施しています。平成28年9月の保険証更新時に未納者の折衝状況等を調査した結果、交付対象世帯はありません。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。 【保険医療年金課、収納課】

### 【回答】

保険税の払えない加入者については、納税相談等を行い、生活実態の把握に努めています。また、仕事等で平日日中に市役所まで来庁できない方のために、毎週水曜日(午後7時まで)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く設けています。

短期保険証の発行や差押えについては、被保険者間の負担の公平の観点から国税徴収法、地方税法に基づき適正な事務を進めており、督促状の送付や再三にわたる催告にも係わらず、納税も相談もされない悪質な滞納者のみに対して実施しています。

預貯金や給与の差押えに際しては、差押禁止額以上の差押えは実施していません。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険医療年金課】

### 【回答】

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の1.1倍までを免除、1.1倍を超え1.2倍までを減額とする取り扱いを実施しています。

また、市ホームページは、平成30年1月に更新し、詳しい内容を掲載しており、納税通知書にも平成25年度より制度の案内を掲載するなど周知に努めています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【保険医療年金課】

#### 【回答】

高額療養費に該当する場合は、診療月の2～3か月後にハガキで通知をしています。また、申請の際には過去2年分に手続き漏れがないかを確認し、あれば同時に手続きをしていただき、申請漏れがないように事務を進めています。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

#### 【回答】

児童手当など差押えが禁止されている財産については、差押えを行っていません。

納税が困難で、自主的に相談に訪れた方については、実情を十分に聴取した上で分割による納付や納税の猶予、執行停止など納税緩和措置を用いて対応しています。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【生活支援課】

#### 【回答】

当市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談に当たっています。相談者の生活状況を可能な限りの確に把握し、他法活用等の助言を適切に行うよう努めていますが、申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付しています。

また、扶養義務者がいる場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援が可能か照会しますが、扶養義務者がいることをもって直ちに不受理とすることはしません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【人事課、生活支援課】

#### 【回答】

社会福祉士等の専門職を含む正規職員については、受給世帯数の推移等も踏まえながら、適正な職員配置を実現できるよう努めているところです。

また、毎週のケース検討会議や担当者研修を毎月行っており、問題ケースの解決方策や情報の共有化を図り、利用者に丁寧な助言指導を行っています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。 **【生活支援課】**

**【回答】**

過誤払金について、利用者が既に消費してしまっており、一括で返還することが困難な場合は、利用者の生活状況を勘案し、利用者の同意のうえで毎月返還可能な額を分割で返還しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。 **【生活支援課】**

**【回答】**

平成 27 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知 社援保発第 0331 第 1 号で資産に関する申告の時期及び回数については少なくとも 12 か月ごとに行わせることと定められていることに基づき、本市においては生活保護受給者の資産の状況を適切に把握するために、12 か月ごとに資産申告書の提出を求めています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。 **【生活支援課】**

**【回答】**

日本語が不自由な方に対しては、必要に応じて市民課に通訳を依頼し、制度及び申請の手続きを説明しています。各国語のパンフレット及びホームページについては、ニーズを見極め、必要に応じて検討していきます。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。 **【保険医療年金課】**

**【回答】**

中学校3年生まで入院医療・通院医療について助成を行っていますが、現在のところ18歳まで対象年齢を拡充すること及び、入院時食事療養の標準負担額も助成対象とすることは考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。 **【保険医療年金課】**

**【回答】**

平成 30 年 4 月から、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の人で、自立支援医療（精神通院）受給者又は精神病床に入院中である者等を対象に、入通院ともに全疾病に対して医療保険適用後の全額を助成するように制度改正しています。

自立支援医療（精神通院）受給者の内、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級で無い人に対して全疾病を助成対象にすることは考えていません。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

【障がい福祉課、介護・高齢福祉課】

#### 【回答】

難病の方については、厚生労働省が障害者総合支援法の対象難病として指定している 359 の疾病があり、窓口等においてサービス利用の意向があった場合は、該当するサービスを案内しています。今後も、関係部署と情報の連携及び共有に努めていきます。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【子ども政策課、学校教育課】

#### 【回答】

平成 28 年度に愛知県が実施しました「愛知子ども調査」によると、世帯収入が 200 万円未満の場合は、調査した 3 学年とも約 3～5%でした。市単独での調査を実施する予定はありませんが、県の調査結果を精査し、今後の参考にしていきます。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【子ども政策課、学校教育課】

#### 【回答】

当市では、ひとり親家庭の方が安定した就労や生活のもとで子どもを健全に育むことができるようになるための支援として、高等職業訓練や教育訓練に関する給付金事業、一時的な生活援助や子育て支援のための母子家庭等日常生活支援事業を実施しています。高等職業訓練においては、支給期間の延長や対象資格の拡大など支給要件が緩和されたため、申請者が増加しています。

経済的に困窮している児童生徒のいる世帯に対し、就学援助費を支給することで、教育の機会均等に努めています。また、「保護者と学校のかげはし事業」において、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒や保護者と学校の間で生じる問題に対して早期に問題の本質や背景を把握し、的確かつ組織的に対応するなど、日常の学校生活における支援にも努めています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【学校教育課】

#### 【回答】

準要保護者に対する就学援助費の支給については、平成 17 年度から国の補助金が廃止されたところですが、本市としては引き続き支給することとして、従前のおり算定に用いる生活保護基準に乗じる係数については 1.2 倍とし、学用品費を始め 8 費目を支給しているところです。こうした中、就学援助費の受給者については、平成 17 年度が 1,045 人であったところ、平成 29 年度には 2,692 人と約 2.6 倍に増加してきていますが、本市においては引き続き現行制度の維持に努めていきたいと考えています。

また、年度途中でも申請できることについては、案内文書及びホームページに掲載しているところであり、引き続き周知徹底に努めます。

なお、入学準備金の支給については、平成 29 年度から、次年度入学予定者に対する入学前支給を実施しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。 【学校教育課、生活支援課、子ども政策課】

#### 【回答】

本市では、児童の安全で安心な居場所づくりとして、37 の小学校で放課後なかよし教室を実施しています。放課後なかよし教室の 1 日あたりの利用者数は、平成 23 年度が 650 人であったところ、平成 29 年度には 1,011 人と約 1.6 倍に増加していますので、引き続き事業の推進に努めます。

学習意欲があっても経済的な理由から教育の機会が得られない子どもへの支援として、「子どもの学習支援事業」を平成 29 年 9 月に開始し、平成 30 年度からは 1 か所から 3 か所に拡充して実施しています。

取り組みの支援としては、経済的な理由や諸々の事情により生活が厳しい状況に置かれている子どもや家庭を応援している「はらぺこ食堂」（市内 2 か所）、「子どもハウス」と定期的に連絡を取り、活動状況を把握するとともに、活動を紹介するチラシを食堂近隣の公共施設等に設置しています。また、ひとり親家庭の親権者となった方へ「はらぺこ食堂」等の内容を記載した「ひとり親家庭のしおり」を配布するとともに、子ども政策課前の棚への設置、母子寡婦大会で配布又は説明を行うなど、できるだけ多くの方に必要な情報が届くようにしています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。 【学校給食課】

#### 【回答】

学校給食については、経費の負担を学校給食法第 11 条の規定及び施行令第 2 条の規定により、小中学校の設置者及び給食を受ける児童生徒の保護者が、負担することが定められ、それぞれが、分担するものと考えています。こうしたことを踏まえ、本市においては、食材費のみを保護者からの負担としているところですので、学校給食の無料化の考えはありません。なお、経済的理由により就学が困難とならないよう、基準所得を下回る世帯には、申請により就学援助費を支給し、負担の軽減を図っています。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。 【保育課】

**【回答】**

国の示す運営費単価については、労働基準法で定める労働時間を基準に積算されているところであり、私立保育園の運営費にあつては、引き続き国の示す運営費単価どおり支出してまいります。

また、保育士の処遇については、官民格差を埋めるために市独自の補助を実施しているところです。

**7. 障害者・児施策の拡充について**

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください【障がい福祉課】

**【回答】**

施設などの社会資源の拡充については、地域自立支援協議会で資源調査などを行い、法人等に情報提供しています。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。【障がい福祉課】

**【回答】**

通園・通学・通所・通勤で利用する場合及び施設入所されている方については、移動支援を利用することはできません。ただし、通学・通所・通勤の経路習得等訓練のための一時的な利用については期間を限定して利用できます。

- ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。【障がい福祉課】

**【回答】**

通院時の院内介助については院内スタッフによって対応するのが原則ですが、状況によっては利用していただくことも可能です。また、入院中のヘルパー派遣については、障害者総合支援法の改正により、平成30年度から最重度の障がい者であつて重度訪問介護を利用されている方については、病院側への適切な対応や支援を伝達するなどの目的でのみ認められています。なお、本市では、重度ALS患者の方の入院時の意思疎通のため、普段から利用しているヘルパーの派遣について支援する事業を実施しています。

- ④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【障がい福祉課、学校給食課】

**【回答】**

各種障がい福祉サービスの利用者負担については、障害者総合支援法によって定められており、応能負担が原則です。本市では、国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、利用者の負担軽減を図っています。

学校給食については、経費の負担を学校給食法第11条の規定及び施行令第2条の規定により、小中学校の設置者及び給食を受ける児童生徒の保護者が、負担することが定められ、それぞれが、分担するものと考えています。こうしたことを踏まえ、当市においては、食材費のみを保護者からの負担としているところですので、学校給食の無料化の考えはありません。なお、経済的理由により就学が困難とならないよう、申請により就学援助費を支給し、負担の軽減を図っています。また、この就学援助に該当しない場合においても、特別支援学級に就学する児童生徒の世帯が特別支援教育就学奨励費の基準所得を下回る場合、申請により給食費の半額を助成しています。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。 【障がい福祉課】

**【回答】**

介護保険対象者については、介護保険の利用申請はしていただくこととなりますが、要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合でも介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、障がい福祉サービスを利用していただくことができます。高齢障がい者の利用者負担軽減制度については、今後対象者に案内していきます。介護保険サービス利用により影響があるものについては、窓口等で案内を行っています。

- ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください 【障がい福祉課】

**【回答】**

グループホームに対する補助は、土日休日などにおける必要経費の一部について交付しています。夜勤職員の複数配置に関する独自の補助は予定していません。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。 【障がい福祉課】

**【回答】**

報酬単価に関する独自の補助は予定していません。また、市民に対する障がい理解の啓発は、講演会の実施等により行っています。今後は、介護職の重要性についての視点を含めた啓発も検討します。

## 8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。 【健康増進課】

**【回答】**

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）については、平成 30 年 4 月 1 日から接種費用の補助を開始しました。ロタウイルスについては、現在、国において定期接種化の検討が進められていますので、引き続きその動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めていきます。

また、子どもや障がい者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種については、疾病の流行状況やそのまん延防止対策の緊急性などを考慮のうえ、検討していきます。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。 **【健康増進課】**

**【回答】**

定期接種の一部負担について現行を変更する予定はありません。補助は平成 26 年度まで 75 歳以上を対象としていましたが、平成 27 年度からは、定期予防接種の対象年齢と同じ 65 歳まで拡充しています。

なお、現在、国において平成 31 年度以降の定期接種の実施について検討が進められていますので、その動向を注視しながら事業の検討を進めていきます。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。 **【子ども政策課】**

**【回答】**

当市では、平成 29 年 4 月から産婦健診 1 回を助成しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。 **【健康増進課】**

**【回答】**

妊産婦歯科健診については、体調に合わせて受診してもらえるよう、妊婦又は産婦のどちらでも 1 回受診できるようにしています。回数については、現在のところ拡充の予定はありません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。 **【子ども政策課】**

**【回答】**

当市は、常勤の歯科衛生士を市役所の健康増進課に 2 名、子ども政策課に 1 名配置しており、保健センター等の拠点へ出向いて、乳幼児歯科健診等の事業を行っています。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。 **【保険医療年金課】**

**【回答】**

今後の国の動向を注視していくこととして、現在は国・県への要望は考えていません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。**【保険医療年金課】**

**【回答】**

制度改革に伴い、国庫負担については拡大されています。今後も県・国からの通知等を注視し、必要に応じて確認していきます。

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。**【保険医療年金課】**

**【回答】**

国民年金制度の見直しについては、平成29年度に全国都市国民年金協議会を通じ、国民に信頼され安心をもたらす制度となるよう要望しています。また、国民年金制度について、国民が納得できるようわかりやすく説明・周知することを要望しています。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

**【介護・高齢福祉課】**

**【回答】**

介護費用に対する負担割合は、法律で定められています。軽度者の方であっても、ケアマネジメントの結果によっては、これまでと同様のサービスが受けられることとなっています。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

この内容について、国への要望等は考えていません。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

**【障がい福祉課】**

**【回答】**

この内容について、国への要望等は考えていません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

この内容について、県への要望等は考えていません。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。 **【保険医療年金課】**

**【回答】**

自立支援医療(精神通院)受給者の内、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の人に対する県の助成範囲の対象を、入通院ともに全疾病となるように今後も県に対して要望を行っていきます。精神障害者保健福祉手帳1級又は2級で無い人に対して全疾病を助成対象にすることの県への要望等は考えていません。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。 **【保険医療年金課】**

**【回答】**

この内容について、県への要望等は考えていません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。 **【保険医療年金課】**

**【回答】**

この内容について、県への要望等は考えていません。

以上